

既成宅地等防災工事費補助金交付申請手続き

※ 別紙『既成宅地等防災工事費補助金交付申請について』をご参照のうえ、手続きしてください。

既成宅地等防災工事費補助金交付申請に必要な書類

- ア 既成宅地等防災工事費補助金交付申請書
- イ 案内図
- ウ 公図 [写]
- エ 平面図・断面図・展開図
- オ その他必要図面
- カ 数量計算書
- キ 見積書
- ク 工事工程表
- ケ 既成宅地等におけるがけ崩れ等の予防について（通知） [写]
- コ 承諾書（他人の土地を工事される場合）
- サ 確約書
- シ 「鎌倉市暴力団排除条例」に関する個人情報の取扱いに係る同意書
- ス 法令等手続 確認シート
- セ 関係法令による許可書若しくは申請書 [写]
- ソ 指示された書類

補助金の交付時期

※ 工事完了後、補助金交付額確定通知書を送付させていただき、ご案内いたします。

（事務担当）鎌倉市都市景観部みどり公園課 がけ地対策担当

TEL 0467-23-3000 内線 2579

既成宅地等防災工事費利子補給金交付申請に必要な書類

※ 利子補給金の交付を申し込まれる場合

1 既成宅地等防災工事費利子補給金交付申請書

(1) 必要事項

ア 上記申請書の金融機関証明欄に4月1日～翌年3月31日までに支払った利子の証明を受けて下さい。

イ 借り入れ初年度は借入契約書の写しを添付して下さい。

利子補給金の交付時期

※ 当該利子支払後、利子補給金交付申請に基づき利子補給金交付決定通知書を送付させていただき、ご案内します。

注意事項

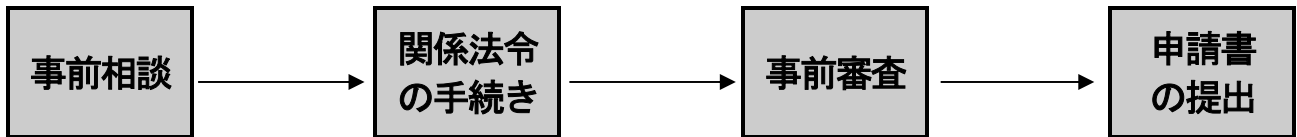
※ 利子補給金交付申請は、利子支払後金融機関の証明を受けて、毎年申請が必要です。

(事務担当) 鎌倉市都市景観部みどり公園課がけ地対策担当

TEL 0467-23-3000 内線 2579

既成宅地等防災工事費補助金交付申請について

次のとおり手続きを進めていただけますよう、お願いいたします。



《 事前相談 》

どのような工事をされるかご相談ください。

《 関係法令による手続き 》

別紙『関係法令による手続きについて』をご参照のうえ、担当課までご相談ください。

《 事前審査 》

別紙『関係書類及び図面作成要領』をご参照のうえ、次の図面等を提出して、担当者の事前審査を受けてください。

- 1 案内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - 2 公図 [写] 工事箇所及び隣接する地番について下記の一覧表を添付して下さい。・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- | | | | | |
|----|----|----|-----|----|
| 地番 | 地目 | 地積 | 所有者 | 住所 |
|----|----|----|-----|----|
- 3 平面図・断面図・展開図・構造図・その他必要図面・・・・ 1部
 - 4 数量計算書・見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

《 申請書の提出 》

担当者の確認を受けた後、申請書類一式とともに次の関係書類を提出してください。

- 1 案内図・公図 [写] ・平面図・断面図・展開図・構造図・・・・ 1部

関係法令による手続きについて

《 都市景観課 》 風致担当

次の地区に該当する場合、申請等が必要な場合がありますので、都市景観課風致担当にご相談ください。

- 歴史的風土保存地区（4条）
- 歴史的風土特別保存地区（6条）
⇒古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- 近郊緑地保全区域
⇒首都圏近郊緑地保全法
- 風致地区
⇒風致地区条例
- 特別緑地保全地区
⇒都市緑地法

《 都市景観課 》 都市景観担当

次の地区に該当する場合、届出等が必要な場合がありますので、都市景観課景観担当にご相談ください。

- 景観計画
⇒景観法
- 景観形成地区
⇒都市景観条例

《 開発審査課 》

次の区域に該当する場合、申請等が必要な場合がありますので、開発審査課開発審査担当にご相談ください。

- 宅地造成工事規制区域
⇒宅地造成等規制法

《 文化財課 》

次の場合、届出等が必要な場合がありますので、文化財課文化財担当にご相談ください。

- 埋蔵文化財包蔵地
- 国指定史跡

⇒文化財保護法

《 みどり公園課 》

次の場合、届出等が必要な場合がありますので、みどり公園課みどり担当にご相談ください。

- 地域森林計画の対象となっている民有林
- 保安林

⇒森林法

- 緑地保全推進地区
- 保存樹林指定地

⇒みどりの保全及び創造に関する条例

- 緑地保全契約地

⇒緑地保全事業推進要綱

《 神奈川県藤沢土木事務所 》

次の場合、届出等が必要な場合がありますので、神奈川県藤沢土木事務所許認可指導課にご相談ください。

- 急傾斜地崩壊危険区域

⇒急傾斜地法

関係書類及び図面作成要領

1 既成宅地等防災工事費補助金交付申請書（ア・記入例）

2 案内図

施工範囲を着色（赤色）する。

3 公図 [写]

施工範囲を着色（赤色）する。

4 関係図面

必要な図面は、次のとおりです。

(1) コンクリート擁壁工・コンクリートブロック積工・石積工

- 平面図

方位・施工範囲（赤色で着色）の明示
施工区間・工種・延長・平均法長・面積
断面図作成箇所の明示

- 断面図

切土（黄色で着色）・盛土（茶色で着色）箇所の明示

- 展開図

- 構造図

(2) 防護柵工

- 平面図

方位・施工範囲（赤色で着色）の明示
施工区間・工種・延長・高さ・面積
断面図作成箇所の明示

- 断面図

切土（黄色で着色）・盛土（茶色で着色）箇所の明示

- 立面図

- 構造図

(3) 防護網工

- 平面図

方位・施工範囲（赤色で着色）の明示・
施工区間・工種・延長・高さ（斜長）・面積
断面図作成箇所

- 断面図

切土（黄色で着色）箇所の明示
切土箇所の数値記入

- 展開図

凡例及び数量の明示

5 数量計算書（カ・必要に応じて）

6 見積書（キ・記入例）

7 工事工程表（ク・記入例）

8 承諾書（コ・記入例）

9 確約書（サ・記入例）

《 後日提出 》

10 既成宅地等防災工事着手届書（記入例 - 1）

11 既成宅地等防災工事完了届書（記入例 - 2）

12 精算書（記入例 - 3）

工事の着手・完了について

1 工事の着手について

【既成宅地等防災工事費補助金交付決定通知書】が届いてから2か月以内に工事着手してください。工事着手日が決まりましたら**既成宅地等防災工事着手届書**（記入例 - 1）を提出してください。

2 工事の完了について

工事が完了しましたら、次の関係書類を提出してください。

(1) 既成宅地等防災工事完了届書（記入例 - 2）

住所・氏名・電話・工事場所・完了年月日（領収証の日付）を記入してください。

(2) 精算書（記入例 - 3）

精算書を提出してください。また**完成図**も併せて提出してください。

(3) 写真

施工写真（**施工前・施工中・完成**）を撮影して、**工事写真**を提出してください。

施工写真は、必ず**同じ場所**で**施工前・施工中・完成**と撮影してください。また、撮影箇所数は、適宜設定してください。

(4) 支払いの確認ができる書類

振込用紙控のコピー又は施工業者が発行する**領収証のコピー**を提出してください。（上記「(2) 精算書」の金額と誤りがないか確認してください。）